

ひとりで悩んでいませんか

それってDV？



「DV」とは、親密な関係にある人（配偶者、内縁の夫や妻、婚約者、恋人など）から振るわれる暴力のことです（DV：Domestic Violence）
ドメスティック バイオレンス



日光市



DVとは？

DVとは配偶者や交際相手など親密な関係にある相手からふるわれる暴力です。DVの加害者はあなたをさまざまな形の暴力で自分の思い通りにしようとします。



これらのこと全部がDVになります。
あなたに思いあたることがありますか？

DV I 身体的な暴力

- ・ なくる、ける、つねる
- ・ 髪をつかみ引き回す
- ・ 物を投げつける
- ・ 首を絞める
- ・ 刃物を突きつける
- ・ 噛みつく
- ・ 突き倒す



DV II 経済的な暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ お金を取り上げる
- ・ お金の使い道を細かくチェックする
- ・ 働きたいのに働かせない
- ・ 仕事をやめさせる
- ・ 収入や財産について何も教えない



DV III 精神的な暴力

- ・ 怒鳴る
- ・ 見下した言い方をする
- ・ 人前で恥をかかせる
- ・ 何を言っても無視する
- ・ 大切にしているものを壊す
- ・ 言うとおりにしないと不機嫌になる
- ・ 実家の家族や友人に会わせない
- ・ 携帯のメールをチェックする
- ・ 乱暴な運転をして怖がらせる
- ・ 「子どもに危害を加える」と言っておどす
- ・ 離婚するとおどす
- ・ 別れるなら死ぬと言う



DV IV 性的な暴力

- ・ 性行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 見たくないポルノを見せる
- ・ 妊娠中絶を強要する
- ・ 所有物のように扱う
- ・ 相手とのセックスについて他人に話す



DV V 子どもを巻き込んだ暴力

- ・ 子どもを虐待する
- ・ 子どもの見ているところで暴力をふるう
- ・ 子どもに相手の悪口を吹き込む
- ・ 子どもを取り上げるとおどす
- ・ 子どもをあやつって相手と対立させようとする



DV VI 社会的な暴力

- ・ 電話や郵便物などをチェックする
- ・ 読むものや見るものを制限したり禁止したりする
- ・ 相手が外出すると、どこにいるのかと頻繁に電話をする
- ・ 集会などに行くことを妨害する
- ・ 携帯電話やパソコンなどを使わせない





こんな風に思い込んでいませんか？

夫婦だから
暴力さえ目を
つぶれば
うまくいく

彼が暴力を
ふるうのは
わたしのせいだ

私を束縛
するのは愛情の
表現だと思う

男だから
暴力をふるうのは
しかたがない



こどもの幸せの
ためには
暴力がまん



DVを受けているとこんな影響がでてしまいます

あなたへの影響

- ・ケガやその後遺症
- ・何をやっても自信がもてない
- ・相手を怒らせないようにいつも気をつけている
- ・不眠、頭痛、動悸などのストレス症状



子どもへの影響

- ・いつもびくびくしている ※こどもにDVをみせることは「虐待」になります
- ・学校生活への不適應
- ・ペットや弱いものをいじめる
- ・自分を傷つけるような行いをする

こどもにDVを見せることは、心に深い傷を負わせ、さまざまな問題行動の原因になることがあります。





あなたへの暴力、繰り返されていませんか

◆もう絶対に暴力をふるわないと約束し、強い愛情を注ぐ



●この人にもいいところがあると思ひ、このままうまくやっていると期待する



◆怒りを抑えきれずに暴力をふるう

◆イライラした態度をみせ、些細なことで不機嫌になる

●恐怖から従順になり、無力感を持つ

●怒らせないように気をつかう

あなたが悪いではありません

(アメリカの精神科医レノア・ウォーカーのバイオレンスのサイクル説)



DVはなぜ起きるのか？

DVの加害者は、身近で大切な人との正常なコミュニケーションのとり方がわからず、暴力で相手をコントロールしようとしています。

さらに、経済的優位性や、女性は男性に従うもの・男性は強くなければならないといった**日本社会に昔からある考え方があります**。加害者は暴力に対する罪の意識を持ちにくく、被害者も自分が悪いと思ひ、被害は深刻化していきます。



暴力行為は二人だけの時に行うため、**DVの被害は周りからは分かりにくく見えにくいものです**。

DV加害者のタイプ

DV加害者に特別なタイプはありません。

暴力的な様相をしている人を想像してしまいがちですが、いたって「**普通の人**」です。人種・国籍・社会的地位・学歴・職業などに無関係に起きています。また、表向きには人当たりがよく、他人からは「**いい人**」と思われていて、外見からは暴力をふるうなどとは信じられない人もいます。





暴力を受けている人がいたら？

「DVを受けている人は別れようと決心すれば、すぐ別れられるはずだ」と周りの人は思いがちです。DVをひとりの力で解決するのは難しいことです。悩んでいる人を見かけたら

「ひとりで悩まないで」と声をかけ、DVの情報を教えてあげましょう。

あなたのせいではありません。

あなたは一人ではないと **励まして下さい**。

DV被害者が逃げない・逃げられない理由



経済的な不安



今までの生活への執着 しゅうちゃく



世間体を気にする



加害者への恐怖心



周りに理解されないことからくるあきらめ



加害者が変わってくれるという期待



どうしたらいいのかわからない



あなたが相談された時には

思い込みを無くしましょう

DV加害者が社会的な地位や、学歴が高かったりすると相談している人の言葉を信じられないと思うことがあるかもしれませんが。

聞いてあげることが一番大切です

「あなたが殴られるようなことをしたんじゃないの?」、「なぜそんな人選んだの?」など、DVを理解していないことからくる何気ない一言が、被害者をさらに傷つけます。暴力を受けた人が、相談した人によってさらに被害を受けることを「二次被害」といいます。二次被害は、心に深い傷を与えてしまいます。相談された時には、疑ってかからず、話を聞いてあげることが一番大切です。

DV被害の状況

全国の女性の約3人に1人は、配偶者からDV被害を受けたことがあります。

「男女間における暴力に関する調査報告書」（内閣府 平成24年4月）

平成23年1月に実施した日光市の市民アンケート調査において、「被害の経験がある」と回答した人が、女性12.0%、男性1.0%いました。

DVは、決して特別な問題ではありません。誰にでも起こりうる身近な問題なのです。



こんなことを心配していませんか？

- 暴力をふるわれるのが怖い。どこか避難^{ひなん}させてもらえる場所はないかしら？
- どこか別の場所で、新しい生活を始めたいと思うけど、すぐに見つかってしまいそうで怖いな……
- 新しい生活を始めてみようかなと思うけど、保険証がないと病院へ行くこともできないし、年金の手続きとかいろいろ考えると、すごく不安^{ひなん}だな。
- 子どもと一緒に避難^{ひなん}したいけど、学校へ通わせることができなくなってしまう。
子どもがかわいそうだからガマンしようかな。
- ひとり親家庭になったら、お金のことが不安。今の収入だけでは心細いし、どうしよう。

大丈夫ですよ。安心してください。あなたの悩んでいることに、相談にのります。
まずは、相談してくださいね。



0288 (30) 4140

日光市女性相談ほっとライン



自宅から離れるときには

あなたや子どもの身に危険^{きけん}が迫ったとき、自宅から離れることが最善^{さいぜん}の選択であることもあります。

健康保険証や常備薬など、体調管理に必要なものなどは、忘れずに持ち出すようにしましょう。

その他、今後の生活のことを考え必要なものを、まとめておくとよいでしょう。

身に危険^{きけん}が迫った時は
迷わず警察110番へ



【参考・引用文献】

「DVってどんなこと？」
「DV被害者と子どもの安全のために」

発行：栃木県
制作：認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ
発行年：平成24年12月

あなたの支援者はここにいます

DVは、重大な人権侵害です。一人で悩まないで、ご相談ください。
被害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。

相談機関	電話番号	相談日時	備考
日光市女性相談 ほっとライン	0288-30-4140	月曜日～金曜日 8:30～17:15	祝日・年末年始 を除く
とちぎ男女共同参画 センター 相談ルーム	028-665-8720	月曜日～金曜日 9:00～20:00 土曜日・日曜日 9:00～16:00	祝日・年末年始 を除く ※面接相談要予約
認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	月曜日～金曜日 9:00～17:00	※面接相談要予約

※女性相談員が相談にのります。相談は無料・秘密は守られます

DVに関する情報

DVに関する情報は、ホームページをご覧ください

日光市ホームページ

[http://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/
gyousei/shisei/dv-boushi/index.html](http://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/dv-boushi/index.html)

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/dv/01.html>



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

発行

平成25年2月

日光市健康福祉部人権・男女共同参画課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5148

FAX 0288-21-5105